

介護サービス 負担割合変更

介護サービスの利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方には8月1日よりサービス費の2割をご負担いただくことになります。

2割負担の対象者

65歳以上で合計所得金額が160万円以上かつ、
「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身者で280万円、2人以上の世帯で346万円以上であること。
※要介護(要支援)認定を受けている方に対して、8月1日からの負担割合を記載した「負担割合証」を7月中旬に郵送します。介護保険被保険者証と一緒に保管していただき、介護サービス利用時に提示してください。

1割負担から2割負担になる全ての対象者の利用料が2倍になるわけではありません。月々の利用者負担額は上限額が定められており、上限額を超えた分は「高額介護サービス費」として支給されます。

問合せ：介護長寿課 ☎893-4411 内線530

地域活動支援センター「はぴわん」

障がいの有無に関係なく、安心して自分らしくイキイキとあたりまえの生活を応援するために、地域活動支援センター「はぴわん」が8月にオープンします。生活相談や憩いの場の提供、地域交流をはじめ、諸活動を通じて、皆が参加でき楽しめるプログラムと一緒に考え計画していきます。

住所 普天間1-3-5



問合せ：障がい福祉課 ☎893-4411 内線367

提出忘れていませんか？児童手当「現況届」

現況届は毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受給できるかどうかを確認するものです。
現況届が提出されない場合、10月期の支給がありません。未提出者には、7月末に再度、案内通知を発送します。必要書類を添えて、期限内に提出してください。

受付期限 8月31日まで(郵送の場合、必着)
受付場所 市役所1階 児童家庭課
必要書類
①現況届(自宅に届いていない方は来所時に発行します)
②認印、③父母、児童の健康保険証のコピー(宜野湾市の国保以外)
※別途、提出が必要な書類がある場合があります。
※所得制限を超過しているかどうかの確認は現況時に行います。

問合せ：児童家庭課 ☎893-4411 内線283・294

児童扶養手当・母子父子家庭等医療費助成現況届

引き続き手当や医療費の給付が受けられるかどうかを決める大切な届出です。期限内に提出をしてください。
受給者の皆さまには7月末までに通知します。

受付期間 8月3日(月)～8月31日(月)

問合せ：児童家庭課 ☎893-4411 内線179・182

特別児童扶養手当 所得状況届

毎年8月は所得状況届提出の時期です。
※受給者の皆さまには8月上旬までに通知します。

受付期間 8月11日(火)～9月10日(木)

問合せ：児童家庭課 ☎893-4411 内線294

老人福祉センター講座サークル発表会

日時 8月20日(木)、21日(金) 9:00～16:00
場所 老人福祉センター
内容
舞台部門 社交ダンス、古典音楽、ウクレレ、琉舞、オカリナ、大正琴、太極拳、民謡カラオケ、歌謡カラオケ、フラダンス、民謡三味線、詩吟、健康体操、筋トレクラブ、うたごえ
展示部門 油絵、書道、生け花、絵手紙、ちぎり絵、陶芸、パッチワーク、自分史の作り方、水彩画
※駐車場に限りがありますので、バス等をご利用ください。

問合せ：老人福祉センター ☎893-6400

臨時福祉給付金

消費税率引上げの影響を緩和するため、前年に引き続き給付金が支給されます。

臨時福祉給付金
対象 平成27年度の住民税が非課税の方(課税者の被扶養者、生活保護受給者は対象外)
支給額 対象者一人につき6,000円
7月下旬、支給対象と思われる方へ税のお知らせとともに申請書を送付します。申請書を記入し、本人確認書類の写し・通帳等の写しを同封のうえ、返信用封筒で返送してください。窓口(市役所2階大ホール)での申請も可能です。

子育て世帯臨時特例給付金
まだ申請されていない方は、児童手当現況届もあわせて返送してください。窓口での申請も可能です。
公務員の方は勤務先から児童手当受給状況証明を受けた申請書で申請をお願いします。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込み詐欺」や“個人情報”の詐取”にご注意ください。
市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便等があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

問合せ：臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金担当 ☎893-4411 内線371・375・376



水中運動教室 膝痛・腰痛アクアdeバイバイ教室

水中では浮力の働きで陸上より膝や腰に負担をかけずに運動することができ、膝痛・腰痛の予防や緩和にも効果があります。

日時 9月3日～11月19日(毎週木曜・全10回)10:15～11:45
場所 JSSスイミングスクール 沖縄中央
対象
・市内在住の40歳～64歳まで(4月1日現在)の方
・平成26年4月以降に特定健診または人間ドックを受診し健診結果を提出できる方
・医師からの運動制限のない方
(医師からの意見書を出していただくこともあります)
・原則として教室全日程に参加できる方

受講料 無料 **定員** 25名(抽選)
申込期間 7月27日(月)～8月14日(金)
※窓口または電話で受付後、健診結果をご提出ください。

問合せ：健康増進課(保健相談センター) ☎898-5583

65歳からの「はつらつ!複合型介護予防教室」

「マイナス5才の若返り!」をめざして、運動・栄養・お口の健康づくりを学びませんか?認知症サポーター養成講座も開催します!

日時 8月12日～11月18日 毎週水曜日 (全12回) 10:00～12:00
場所 勤労青少年ホーム **受講料** 無料(送迎なし)
定員 20名
申込期間 7月13日(月)～7月31日(金)
※窓口または電話で受付後、申込書をご提出ください。
※応募多数の場合は新規の方を優先に抽選を行います。

問合せ：介護長寿課 ☎893-4411 内線206・207

第10回特別弔慰金

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた軍人、軍属および準軍属の方々に対し、国として弔慰の意を表すために、ご遺族の方へ支給されるものです。

支給対象者
戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。
対象となるご遺族は、次の順番によるご遺族お一人です。

支給順位

- 弔慰金の受給者
- 戦没者等の子
- 戦没者等の死亡当時、生計関係があり、戦没者等と氏が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 上記1～4以外のご遺族で、戦没者等の死亡当時まで続き一年以上生計関係を有していた三親等内の親族

請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日まで
※前回、宜野湾市にて特別弔慰金の請求手続きを行い、現在も宜野湾市にお住まいの方には、受付案内の通知を送付いたします。

問合せ：福祉総務課 ☎893-4411 内線128・590

健康・福祉たより

健康・福祉のコーナー



DT予防接種(集団接種)

平成27年度のDT予防接種(集団接種)を下記の内容で行います。対象者となるお子さまへは通知書を送付いたしました。同封した予防接種説明書等をよくお読みのうえ、接種に臨みましょう。

日程 8月4日(火)、5日(水) ※校区によって異なります。
場所 市立体育館
対象 小学6年生 **料金** 無料
受付時間 12:40～13:30
持ち物 予診票、親子(母子)健康手帳

注意
①親子(母子)健康手帳がないと、D T予防接種が受けられません!
紛失された方は、接種日の3日前までにはご相談ください。
②接種会場へは、保護者が同伴しましょう!
保護者が同伴できない場合、「D T予防接種のお知らせ」の下欄、定期予防接種委任状へ保護者が記入してください。同委任状および予診票の保護者自署に記載がない場合、予防接種が受けられません。
③D P T 1期初回接種が0回または1回のお子さんは、前もってご相談ください!
今回の接種は、ジフテリアと破傷風をよりかかりにくくするために受けるものです。D T予防接種1回のみでは、効果が期待できません。

問合せ：健康増進課(保健相談センター) ☎898-5583

65歳からの筋力トレーニング「がんじゅうアップ教室」

いつまでも元気でいるために、自宅でできる筋力トレーニング運動と健康に役立つ知識を学ぶ教室です。認知症予防にも効果がある運動も取り入れました!

日時(全12回、10:00～12:00)
①8月18日～11月17日 毎週火曜日
②9月4日～11月20日 毎週金曜日

場所
①老人福祉センター ②勤労青少年ホーム

対象
・市内在住の65歳以上で介護認定を受けていない方
・医師からの運動制限のない方
(医師からの意見書を出していただくこともあります)
・原則として教室全日程に参加できる方

定員 20名 **受講料** 無料(送迎なし)
申込期間
①7月15日(水)～8月4日(火) ②8月3日(月)～21日(金)
※窓口または電話で受付後、申込書をご提出ください。
※応募多数の場合は新規の方を優先に抽選を行います。

問合せ：介護長寿課 ☎893-4411 内線206・207

健康相談(保健相談センター ☎898-5583)

毎週月・火・金曜日(祝日を除く) 13:00～15:00
毎週火・水曜日(祝日を除く) 9:00～11:00

(21) 市報ぎのわん 2015・7・10

市報ぎのわん 2015・7・10 (20)